

議長

農業委員現在数14名、出席12名、欠席2名、よって、会議は成立いたしました。
これより令和6年度 第9回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第13番
鈴木委員さん、第14番 榎戸委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

11月28日 令和6年度 全国農業委員会会長代表者集会在文京区
のシビックホールで開催されまして、加藤会長にご出席をいただきました。
11月29日 地域計画協議の場 第2回目が市役所会議室で行われ、
加藤会長、石川職務代理、町田委員さん、影山委員さん、新井委員
さん、宿谷委員さん、榎戸委員さんにご出席をいただきました。12月
13日 農地流動化・利用集積計画現地研究会が開催され、瑞穂町、立
川市、小平市を周り、八木委員さんと野村委員さんにご出席をいただき
ました。12月25日 青梅市地域農業経営基盤強化促進計画検討会、
いわゆる地域計画が検討会を開催いたしまして、加藤会長にご出席をい
ただき、今寺・藤橋地区、今井地区、小曾木・富岡地区の3地区の地域
計画、目標地図についてのご協議をいただきました。本日総会開始前に
農政部会を開催いたしまして、加藤会長、石川職務代理、農政部会の会
員の皆さまにご参加をいただきました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」
12件を上程いたします。なお整理番号10番・11番に関しましては榎戸委員に関
係するものでございますので、先に1番から9番の議案審議を行います。

それでは、整理番号1番について、担当委員の私から説明いたします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

12月20日 事務局2名と現地調査を行いました。

この方は90歳過ぎの方で杖をついているので、現地を見て後で報告をしました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

夏はジャガイモを植えていて、今はネギが一行植えてありました。畑に行くことも大変で、息子が土日しか行けないそうですが、畑に行っていない様子でした。畑はきれいにされているのですが、今後ここを貸借して、若手に貸すのも一つの方法ですよと話をしてきました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です。

整理番号2番について説明します。

12月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は全面お茶畑です。端の方に梅の木が2本植えてあります。

地番もお茶畑です。こちらにも梅の木が3本、みかん1本、柿が1本植えてあり、きれいにお茶も刈られていて、草も適正に管理されていたので問題ありません。

よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 八木です。

整理番号3番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑でサトイモ、ブロッコリー、キャベツ、ホウレン草、タマネギ、ネギが植えてありまして、本人が脳梗塞で歩くのが大変なので人を雇っています。除草もされ、きれいにされていまして問題ありません。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号4番について、吉野委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号4番について説明します。

12月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

両側に分かれていて真ん中に母屋があります。

地番はハウスが1棟建っていて、地番は2棟のハウスが並んで建っていて、東側には農地が広がっています。1棟のハウスには胡蝶蘭が5千～6千株きれいに咲いていて出荷作業をしていました。2棟には苗があるそうです。畑には大根、ネギが植えてあり適正に管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議員

次に整理番号5番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号5番について説明します。

12月19日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここの畑には、柿50本、茶畑と、ライ麦が栽培され、前作は委託苗木の後でした。南側の垣根にはツルが壮大にあり除草のあとが見られ、全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号6番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号6番について説明します。

12月25日 現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、栗が24本植えてあります。栗の販売先は主に直売センターに出しているそうです。草刈りもしてあり、しっかり管理されていました。

地番はネギが植えてあり、しっかり管理されていました。

地番はブルーベリーが5本植えてあり、空いているところは耕耘されていました。例年はネギの畑、今年はやつガシラを植えたのですが、いつも余った苗をここに寄せ

集めて植えているそうです。

地番には、冬瓜が植えてあり収穫後でした。少し残っていたのですが、トラクターのエンジンが焼き付いてしまい、耕耘が今出来ない状態なので直り次第、耕耘をするということでした。先ほどのネギの畑、冬瓜の畑は、3年に1度の調査に関係ない畑なのですが、カボチャ、ネギ、冬瓜をローテーションして作っているそうです。

4筆とも良好に管理されていることを確認しました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号7番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号7番について説明します。

12月16日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になっており、しっかり耕耘されていました。梅6本、柿7本、イチジク3本、ノラボウ、ネギ等が植わっていました。3月にはジャガイモを植えるそうです。適正に管理されております。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号8番について、宿谷委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 宿谷です。

整理番号8番について説明します。

12月12日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

小麦、白菜、ネギ、大根、里芋、ハウレン草、キャベツ、玉ネギ、ブロッコリー、
数多く野菜を作っており適正に管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号9番について、影山委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 影山委員さんの代わりに事務局が代読いたします。

整理番号9番について説明します。

12月20日 農業委員さん、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここの畑は全体的に耕耘されておりますが、側面に枯草が多くありましたので、
事務局で草の相談をいたしました。柚子がなっておりますが、収穫が出来ていない様
子なので、収穫するよう事務局からお伝えいたしました。全体的には農地の管理が出
来ていました。よろしくご審議お願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお
願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」9件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

つぎに整理番号10番・11番の審議に入ります、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、榎戸委員さんには退席いただきます。

議長

それでは整理番号10番・11番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進員 松永です。

整理番号10番について説明します。

12月19日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

どちらも市民農園ですので適正に管理されておりました。

整理番号11番についてせつめいします。

12月19日 事務局2名と現地調査を行いました。当日本人がいませんでしたが8月13日に本人立会いの下、現地調査をおこなっておりますのでご報告いたします。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

造園業から施設園芸に変換されて、夫婦で花卉栽培の生産販売を行っております。7m×30mのビニールハウスが2棟あり、パンジー、シキタリス、カンゲラが植わっているそうです。外には赤土が10tトラックで20台分、堆肥と赤土を複合したものが10㎡置いてあります。野菜苗、花卉の苗を1年間を通して生産、販売しているということです。販売先につきましては園芸センター、幼稚園などだそうです。全く問題なく管理されておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

整理番号10番・11番の審議が終了しましたので、榎戸委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

事務局

整理番号1番について久保田委員さんの現地調査を代読させていただきます。

担当委員さんと事務局2名と現地調査を行いました。

地番は果樹、露地野菜等の栽培の跡がありました。

地番は小さい面積になっておりますので耕作は難しいのかなとおっしゃっていました。雑草等は無く管理については問題ないとのことでした。

議長

次に整理番号2番について、梅田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号2番について説明します。

12月19日 事務局2名と現地調査を行いました。

畑は多少は雑草が冬枯れの状態でありましたが、南側に梅の木が十数本あり剪定されて、栽培の努力のあとが見られました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、八木委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 八木です。

整理番号1番について説明します。

12月18日 事務局2名と現地調査を行いました。

一部防草シートが敷いてあるのですが草がすごくて、梅を伐根した後や、人の頭くらいの石がゴロゴロしています。野菜は無理なのでブルーベリーをやるとのこと、畑の隣が さんの住所になりますので、常に目を光らせているので、きちんとやってくださいと伝えました。

議長

次に整理番号2番から5番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号2番から5番について説明します。

整理番号2番について説明します。

12月23日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

地番は大部分が栗畑となっており、切り戻しをしてそのまま使っていきたいということでした。

地番は河川の改修工事に伴う埋め戻し材料と思われる石が多いために、現在も石の拾い出しを行って、今後野菜の作付けを行いたいということです。

整理番号3番について説明します。

12月16日 本人、同居の父親が立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

委員

地番は雑草が刈り取られていて、今後耕耘を行って露地野菜の作付けを行っていくということです。

地番は梅が13本ほど植わっておりまして、現在伸び放題となっているため枝の剪定を行って、梅林として利用していくということでした。

整理番号4番について説明します。

12月23日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。地番、道路を挟んで東側は今年7月の3条移転事案でご審議をいただきました、譲受人と同一人です。

地番には栗の木の老木が数本植わっていました。

地番と地番と地番には、梅の木の老木が数本植わっていました。この樹木は利用しながら露地野菜をして行きたいということでした。

地番は雑草がありましたが、露地野菜をやって行きたいとのことでした。前回の7月の時は譲受人の住所が練馬区となっていますが、同じ地域内成木に ファームという障がい者就農支援施設を開設しており、現在も近くの畑で農作業等を通じて支援するなどを行っています。

整理番号5番について説明します。

12月16日 譲受人、譲渡人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

譲受人ですが、果樹栽培を目指しておりまして、キウイ、柑橘類、ザクロを植樹していきたいと話していました。この方は新規就農を目指していて、立川の農園でブドウ等の栽培の手伝いをしながら研修中とのことでした。成木農業者振興会にも参加していただいています。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

事務局

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、植木や苗木を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、12月20日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございますよろしくご審議お願いいたします。

議長

それでは整理番号6番について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 影山です。

整理番号6番について説明します。

本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

現地は、花粉の少ない杉の苗木と植木が植えてあり、大変きれいに整理されておりました。よろしくご審議お願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 10 名]

議長

挙手10名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」残り1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

整理番号6番の審議が終了しましたので、森田委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

次に議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を御説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

事務局

それでは《整理番号1番について》御説明いたします。

配りしております議案4号別紙1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

次に議案第4号別紙2および3を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所・駐車場として利用をされておりました。

次に議案第4号別紙4を御覧ください。

こちらは、平成14年1月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、11月21日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

事務局の説明と申請所在の確認で支障がないと思います。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の7ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

事務局

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2024年2月1日から2027年1月31日までの3年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、清水さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

事務局

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、12月12日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

それぞれ新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年2月1日から2034年1月31日までの10年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第5号 別紙4》の調書を御覧ください。御覧の通り、各要件と照合した結果、調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、担当委員の町田さんが体調不良のため、事務局で行いまして、会長には事前に写真で説明を行い支障なしとの協議結果となっております。

なお、借人の梅田さんは2月の担い手協議会で新規就農者として認定される見込みで、現在は瑞穂町の農場で研修中とのことです。

貸し人の梅田としえさんは実の祖母とのことでした。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

事務局

《議案第5号 別紙5》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年2月1日から2027年1月31日までの3年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第5号 別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、露地野菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、整理番号2番と同様に事務局が現地調査を行いまして、会長には事前に写真をご覧いただき、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

次に整理番号4番。

《議案参照。読み上げ》

こちらにも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第4号 別紙7》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年2月1日から2029年1月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、さきほどの《議案第5号 別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

申請地においては、露地野菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、12月15日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番・2番について影山委員さんの補足説明はございますか。

委員

推進委員 影山です。

事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、17件で3ページから6ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「耕作証明書について」は、1件で7から8ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時25分から開会いたします。